

(公園施設使用料の主なもの)

公園名	施設名	使用者区分	使用料(円) 消費税抜き			
			現行		変更後	
			単位	使用料	単位	使用料
運動公園	野球場	一般チーム		1,500		2,250
		学生チーム	2時間	800	2時間	1,200
		小・中学生		300		450
	庭球場	一般		300		450
		学生	2時間	150	2時間	220
		小・中学生		100		150
	プール (期間:7月15日 ~9月3日、 時間:9~17時)	一般				560
		大学生	2時間	300	3時間	370
		高校生				280
		小・中学生		50		140
体育館 バトミントン (卓球)	一般		—		200(100)	
	学生	2時間	—	2時間	100(50)	
	小・中学生		—		100(50)	
若松公園	野球場	一般チーム		750		1,120
		学生チーム	2時間	400	2時間	600
		小・中学生		150		220
	庭球場	一般		300		450
		学生	2時間	150	2時間	220
		小・中学生		100		150
高根木戸 近隣公園	庭球場	一般		300		450
		学生	2時間	150	2時間	220
		小・中学生		100		150
北習志野 近隣公園	庭球場	一般		300		450
		学生	2時間	150	2時間	220
		小・中学生		100		150
法典公園	庭球場	一般		1,000		変更なし
		学生	2時間	500	2時間	
		小・中学生		100		150

市のスポーツ施設

7月から大幅値上げに

第1回定例議会で運動公園や若松公園、高根木戸近隣公園などにあるスポーツ施設の使用料を値上げする条例が、日本共産党を除く多数で可決成立しました。「民間に代替施設がある」「市場性が高い」ことを市は値上げの理由にしていますが、市は民間施設の実態調査はしていません。プールの使用料はシャワーの水量を水増した積算も行われていました。

スポーツ振興法にもある通り「スポーツは全ての人々の権利」です。値上げは同法の「日常的にスポーツに親しめる機会が確保されなければならない」に逆行するものです。市民のスポーツに親しむ権利をそこう値上げには反対です。

◆内心の自由を侵す「共謀罪」を国民世論で廃案に!

日本共産党船橋議員団

ミニにゅうす

日本共産党国会議員団千葉事務所 ☎043-302-2005
 国会議員 丸山 慎一 ☎047-424-6347
 <市議団控室☎436-3030 FAX420-7201>
 市会議員

岩井友子 ☎438-8647 事務所☎429-2160
 関根和子 ☎447-0557 事務所☎440-7950
 金沢和子 ☎422-5278 中沢 学 ☎493-8140
 坂井洋介 ☎404-2039 松崎さち ☎090-6156-8592
 佐藤重雄 ☎432-9872 渡辺ゆう子 ☎462-7273

2017年4月から 福祉タクシー事業が拡充されます

- 高齢者
要支援2及び要介護認定者に対し、タクシー運賃の半額(1,200円を限度)を助成する。また、新たに特別養護老人ホーム等の入所者及び入院中の者を助成対象とする。
- 心身障害者
重度心身障害者に対し、タクシー運賃の半額(1,200円を限度)を助成する。また、新たに腎臓機能障害3・4級で人工透析治療を受けている者を助成対象とする。

文教常任委員会の審議で、日本共産党は「休館日に行っていた業務を減らすのか」「開館日が増えた分職員は増やすのか」などを質しました。これに対し、市は「業務量も職員数も変わらない」と答弁しました。だったら、なぜ、今までやらなかったのでしょうか。質疑の中で、開館日時の変更の必要性が4

4月1日より、図書館の開館日時が変わります。開館時間は、全館同じで、午前9時30分から午後8時までとなり、休館日は毎月最終月曜日と第2木曜日のみとなります。

図書館 サービス拡充はいいけれど… 指定管理導入に合わせ 開館日時を拡大?

サービスの拡充ですが、指定管理導入に合わせた変更は疑問です。

年も前から分かっていながら改善せず放置してきたということです。

◆政府は方針転換

政府は、図書館の指定管理制度の導入を推進する考えでしたが、「図書館の重要性に鑑み導入しない」という自治体が多いことから昨年11月、導入を見送る方針に転換しています。

そうした動きを無視し、しかも指定管理の導入がサービス拡充になるかのような提案をする。これでは、ますます市民の理解を得ることはできません。

引き続き、図書館の指定管理者制度はやめるよう、求めていきます。

日本共産党船橋市議団主催

無料 法律相談

5月18日(木)
6月15日(木)

弁護士が相談を受けます
労働相談も受けています
会場: 中央公民館
時間: 午後1時~4時
要予約 ☎436-3030